

区長報告第七号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、訴えの提起について令和二年三月二十七日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

令和二年五月十二日

港区長 武井雅昭

記

一件名 損害賠償（交通）請求事件に係る控訴の提起

二 当事者 控訴人 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被控訴人 個人

三 控訴の趣旨

次の判決を求めらる。

(一) 第一審の判決を取り消す。

(二) 被控訴人の請求を棄却する。

(三) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

四 控訴年月日 令和二年三月二十七日

五 第一審の概要等

(一) 当事者

原告 個人

被告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

(二) 事件の要旨

原告は、平成三十一年二月二十一日、被告である区の職員（以下「被告職員」という。）が運転する自転車と原告が運転する普通乗用自動車とが衝突した事故（以下「本件事故」という。）により発生した損害について、令和元年六月三日、区に対し、損害賠償を求める民事訴訟を東京簡易裁判所に提起した。

(三) 判決の主旨

被告は、原告に対し、四万八千六百八十三円及びこれに対する平成三十一年二月二十一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

(四) 判決の理由

本件事故は、公務執行中の被告職員が進路前方の注意義務を怠って衝突したという過失によつて発生したものであるから、被告職員を雇用する被告は、国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条第一項により、本件事故により発生した損害を賠償する責任を免れない。